

登園許可証明書

【医師の意見書用】

入所児童 氏 名		病 名	
<p>20 年 月 日より症状が回復し、集団生活に支障がない状態になったので、登園可能と判断します。</p>			
受診 年月日	20 年 月 日		
医 療 機関名			
医師名	印またはサイン		

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記感染症について登園許可証明書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となつてからの登園となるようにご配慮ください。

●医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
麻疹（はしか）	発症 1 日前から、発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんがすべて消失してから
水痘 （水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱 （プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで。	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111 等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間を空けて連続 2 回の細菌検査（検便）によっていずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）		医師により感染の恐れがないと認めるまで

※「インフルエンザ」の「登園の目安」は厚生労働省に確認した表現を記載しています。